

規 則

埼玉県災害救助基金規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第八十八号

埼玉県災害救助基金規則の一部を改正する規則

埼玉県災害救助基金規則（昭和四十六年埼玉県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「同項第六号」を「同項第七号」に、「同項第八号」を「同項第九号」に改める。

第四条第二項中「き損」を「毀損」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。